

ラクラス上島ショートステイ運営規程（短期入所生活介護）

（事業の目的）

第1条 遠州鉄道株式会社が設置するラクラス上島ショートステイ（以下「事業所」という。）においてこの事業所が実施する短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員、及びその他の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

3 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ラクラス上島ショートステイ

(2) 所在地 静岡県浜松市中区上島3丁目37番19号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤 1名

管理者は、従業者の管理、短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、短期入所生活介護計画の作成及び説明を行うほか、生活指導その他の短期入所生活介護の提供に当たる。

(3) 看護職員 2名以上

看護職員は、看護その他の短期入所生活介護の提供に当たる。

- (4) 介護職員 13名以上

介護職員は、介護その他の短期入所生活介護の提供に当たる。

- (5) 栄養士 1名以上

栄養士は、食習慣の改善その他短期入所生活介護の提供に当たる。

- (6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練その他短期入所生活介護の提供に当たる。

- (7) 事務員 1名以上

- (8) 医師 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日・休日 年中無休とする。

- 2 営業時間 窓口対応は、午前8時30分～午後5時30分までとする。

なお職員はシフトによる交替勤務で24時間常駐し、業務を行う。

(利用定員)

第6条 短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 単独型従来型個室 43名 (介護予防短期入所生活介護の利用者を含む)

(短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の額とする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

- ② 日常生活動作の機能訓練

- ③ 健康チェック

- ④ 送迎

- 2 第9条における通常の事業の実施地域を越えて行う短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルにつき 100円 (税別)

- 3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- 1) 滞在費 従来型個室 3800円 (1日あたり) (非課税)

- 2) 食費 朝食 440 円 (非課税)、昼食 730 円 (非課税)、夕食 660 円 (非課税)
- 3) おやつ代 120 円 (税込)
- 4) 手ぶらセット (衣服レンタル) ・委託洗濯費・理美容費 については実費とする

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

5 利用日の前日までに申し出がなく、前日 16 時以降になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として当日の食費相当額の支払いを受けることとする。

6 サービス提供についての記録を利用者及びその関係者は所定の手続きを経ていつでも閲覧できるが、複写物を必要とする場合には実費負担とする。

(緊急時等における対応方法)

第 8 条 生活相談員等は、短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、浜松市中区 (全域)、東区 (全域)、浜北区 (県道 344 号線及び国道 362 号線より南側)、北区 (国道 362 号線より南側及び北区役所より東側)、西区 (入野町・大平台・大山町・神ヶ谷町・神原町・湖東町・篠原町・桜台・西山町・和光町は全域、伊左地町・大久保町・志都呂町・西鴨江町は県道 65 号線より東側)、南区 (国道 1 号線より北側)、天竜区 (鹿島橋より南側) とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 10 条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 通所介護施設と併設のため、入所生活の規則は短期入所生活介護の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
 - ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(苦情処理)

第 11 条 短期入所生活介護の提供にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業所は、提供した短期入所生活介護の提供に関し、介護保険法第 23 条の規定に

より市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業は、提供した短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、管理者が担当者となり次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 短期入所生活介護に当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
 - 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、遠州鉄道株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年11月15日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年12月15日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月18日から施行する。

この規程は、平成30年10月29日から施行する。

この規定は、令和5年9月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。